

川崎市告示第123号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を廃止しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和7年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 附属機関の長印

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 廃止年月日 | 令和7年3月31日 |
| (2) 一般公印 | ひな形番号 48の4 |
| (3) 書体 | てん書 |
| (4) 寸法 | 方21mm |
| (5) 保管場所及び個数 | こども未来局青少年支援室 1個 |